

令和4年7月

くしびき温泉ゆーTown2 階男子浴室天井改修工事

現 場 説 明 事 項

鶴岡市建設部建築課

## ■ 一般事項

### 1. 工事概要

内装改修工事 一式

### 2. 工事場所

鶴岡市三千刈字清和159

### 3. 遵守法令

地方自治法及び鶴岡市契約に関する規則同約款並びに、工事実施にあたり適用される関係法令、規則を遵守する義務を負う。

### 4. 下請契約の遵守

受注者は「山形県建設工事標準下請契約約款」並びに、「鶴岡市建設工事元請下請関係適正化指導要領」を遵守のこと。

また、国土交通省総合政策局建設業課作成の「建設業法令遵守ガイドライン」に基づくチェックリストを作成の上、下請負指導責任者を選任し、監督職員の承諾を得ること。

### 5. 官公庁への手続き

工事の施工に必要な官公署その他への手続きは、速やかに行うこと。

### 6. 入札保証金

免除

### 7. 契約保証

鶴岡市建設工事請負契約約款第4条による保証を付すること。

### 8. 前金払い・中間前金払い

前金払いについては、鶴岡市建設工事請負契約約款第36条第1項及び第2項による。

また、中間前金払いについては、鶴岡市建設工事請負契約約款第36条第3項及び第4項による。

### 9. 部分払い

支払い方法は鶴岡市建設工事請負契約約款第39条及び第43条による。

### 10. 下請負の禁止

工事の大部分又は、全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。契約約款第7条の通り。

### 11. 設計変更

設計変更については、建設工事請負契約約款によるところであるが、その基本的な考え方や手続きについては、「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン」（平成27年5月（平成29年3月一部改定）国土交通省官庁営繕部）によるものとする。

工事の取り合わせ等による軽微な変更が生じた場合、設計変更は行わない。

### 12. 現場代理人の常駐義務

鶴岡市建設工事請負契約約款第11条による。

### 13. 主任技術者

建設業法に基づき、主任技術者の有資格者を配置すること。

### 14. 監理技術者

建設業法に基づき、監理技術者の有資格者を専任で配置すること。尚、下請人についても再下請の額により建設業法に基づく監理技術者等の専任が必要となる場合もあるのでこれについても十分留意すること。

また、本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者については、「鶴岡市発注工事における監理技術者及び監理技術者を補佐する者の取扱いについて」より、兼務を認める。

15. 労働災害の防止

受注者は労働災害の未然防止に最善の処置をなすこと、又労働安全衛生法に定められた有資格者を選任し、監督職員にその内容（権限、職務担当、資格、免許等）を明記した書面を提出し承諾を得ること。

16. 設計図の製本

受注者は当該工事設計図書1部を製本の上、契約締結の日から7日以内に提出のこと。

17. 共同企業体の運営委員会

共同企業体の代表者は、契約締結後すみやかに共同企業体編成表（運営委員会の組織及び運営規則）を提出し承諾を得ること。

18. 工事の出来高に伴う所有権

工事目的物に対し、部分払いを行った出来高部分の所有権は部分払いを行った時点において市に帰属するものとする。尚、所有権の移転後といえども竣工検査に合格し目的物すべてを引き渡すまでは、その部分についても善良なる管理者の注意をもって管理をなし、若し損害等を与えた時はすべての損害を賠償すること。

19. 建設業退職金共済制度の適用

中小企業退職金共済法に基づいて国がつくった「建設業退職金共済制度」である建設業退職金共済組合にかかる掛金について、当該請負工事に必要な作業員に係る掛金収納書を、契約締結後1ヶ月以内に提示すること。

20. 火災保険等

鶴岡市建設工事請負契約約款第59条による火災保険等を付すること。保険対象期間は、現場乗り込み時期から竣工期限+14日とする。

21. 質問について

別紙の通り

22. 入札会

別紙の通り

23. 入札書宛名

鶴岡市長 皆川 治

24. 工事名

くしびき温泉ゆーTown2 階男子浴室天井改修工事

25. 竣工期限

令和4年11月18日（金）

26. 設計図書の返還

現場説明時交付した設計図、現場説明事項書等は入札当日、会社名記入の上、契約管財課に返還のこと。

**※積算上の留意点**

数量公開に伴う数量は参考数量であって、設計書ではありません。内容の如何にかかわらず、契約上何等の約束をするものではありません。また、数量はすべて所要数量です。これは「建築数量積算基準」に基づく標準割り増しを含んでいます。

数量内訳書の内容に疑問のある場合は、質問日に「数量内訳書に関する質問書」を作成し、契約管財課契約検査係に提出してください。

「数量内訳書に関する質問書」を提出する場合は、公開範囲内の内訳書及びその根拠となる資料を添付して下さい。根拠となる資料とは、部位別、階別の集計表です。添付資料のない「数量内訳書に関する質問書」は受付できません。

「数量内訳書に関する質問書」の質問内容によっては、追加資料の提出を求める場合があります。

## ■現場事項

1. 設計図書の優先順位
  - 1 現場説明事項及び質疑応答書
  - 2 特記仕様書
  - 3 設計図
  - 4 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」（令和4年版）及び「公共建築工事標準仕様書」（令和4年版）、「建築物解体工事共通仕様書」（令和4年版）
  - 5 金抜き設計書（参考）
2. 書面の原則

工事進行上の質疑、指示、請求などは必ず書面により行うこととする。
3. 監理事務所

設置しない。
4. 仮囲い

特記仕様書のとおり。

また、通行人等の見やすい場所に、工事名、発注者等を示す表示板及び各種法令に基づく表示をすること。合わせて、工事概要を表示すること。
5. 工事車両の運行

道路管理者と事前協議のうえ、運行経路等その指示によること。交通事故防止に十分留意のこと。工事着工前、監督職員立ち会いの上道路現況の実測、写真記録を提出のこと。
6. 第三者への責任

工事施工による振動、騒音、粉じん、その他近隣環境への影響には特に注意し、付近住民、道路利用者等第三者に対するトラブルについては、請負者の責任において解決すること。
7. 労働災害の防止

現場の安全、衛生、災害の防止には最善の措置をなし、各々の責任者を終日現場に勤務させること。併せて労働安全衛生法等、定められた関係書類を監督官庁に提出し承認された写しを監督職員に提出のこと。
8. 仮設電力・用水

特記仕様書のとおり。
9. 原形復旧

道路、側溝等を損傷した場合は、その都度速やかに復旧し、工事用地は建物竣工までに着工前の状態に修復のこと。（釘・木片・コンクリート・くず等残さぬようにすること）
10. 工事用地

図示のとおり。
11. 施工計画書

着工に先立ち工事の総合仮設計画や工種別施工計画書はすみやかに提出し承諾を得ること。
12. 工程表

契約後直ちに全工期内の実施工程表を提出し承諾を得ること。又、補足として工程会議を2週間毎に開催する場合は、その都度工程表を提出のこと。
13. 工事日報

工事全般の進行状況を毎日記録した日報を作成し、工程会議毎にとりまとめ提出のこと。
14. 施工図及び原寸図

施工図、現寸図、見本等は早めに提出し承諾を得ること。

#### 15. 材料検査及び立会検査

- 1) 契約約款第14条により監督職員の検査を受け合格したものでなければ使用できない。但し、製作工程で試験検査を実施しなければならない材料、製品についてはすべて受注者の自主検査実施とし、その結果を報告し承諾を得ること。
- 2) 試験によらなければ設計図書に定められた条件に適合する事が確認出来ないものは公的試験の品質、規格、性能証明書、強度試験成績書等を提出すること。
- 3) 各設備工事も同様である。
- 4) 自主検査を必要とするものは別途指示する。

#### 16. 保証書

防水工事等責任施工で保証期間を指定されたものは、受注者及び施工者連名で保証書を提出すること。

#### 17. 鉄骨加工組立業者

鉄骨加工、組立施工業者は、大臣認定取得工場で且つ、監督職員の承諾を受けた者とする。

#### 18. 超音波探傷検査

鉄骨溶接部分の非破壊検査を実施しなければならない。これを実施する場合は監督職員の立会いを求め、合格してから次の工程に進むものとする。尚、全溶接部分の探傷検査報告書を提出し承諾を得ること。

#### 19. 写真等

着工前から竣工までの工程写真を詳細に（各設備工事も同じ）撮影し、説明を付けアルバムに貼り、竣工時に提出のこと。提出部数、仕様は、「工事引継書類作成・整理要領」の通り。

#### 20. 竣工図・施工図

竣工と同時に製本のうえ提出のこと。表紙、背表紙に打文字又は印刷で工事名明記のこと。

竣工図は第2原図にて作成し、その原図を添えて提出のこと。同時にA3判縮小竣工図も製本のうえ、原図共提出のこと。尚、CADで作成の場合はデータも提出のこと。

提出部数、仕様は、「工事引継書類作成・整理要領」の通り。

#### 21. 契約不適合責任の検査

工事目的物引渡後1年目及び2年目にて契約不適合責任の検査を行い、その結果受注者の責任による補修等が発生した場合は契約約款第46条を適用する。

#### 22. 引き渡し

竣工検査合格後、下記のを添付すること。

1. 工事引渡書及びリスト表
2. 各工事ミルシート
3. 各試験データ及び配合表、記録測定表
4. 各保証書
5. 各官公庁検査合格書
6. カギリスト及び付属品
7. 下請施工者住所、氏名、電話記入一覧表
8. 下請基本契約書、請書、下請約款（その都度）
9. 各器具、機械取扱い説明書及びカタログ
10. 使用上、保守管理上の注意事項記載書
11. その他必要と認めたもの

### 23. 使用木材について

木材の使用にあたっては、鶴岡市林業の振興に寄与するよう努めること。

杉材については、原則として鶴岡市内で産出された木材を使用することとし、産地証明書を提出すること。

### 24. 協力業者の選定及び仕様資器材の調達について

協力業者の選定及び使用資器材、労務の調達にあたっては地元業者を優先し、鶴岡市産業、経済の振興に寄与するようにつとめること。

尚、下請契約の締結においては、事前にその内容等について、市の承諾を必要とするので、一般事項第4項を遵守のこととし、資器材の購入先、品質、規格の選定においても同様とする。

### 25. 施工体制台帳等の整備について

施工体制台帳を作成し現場に備え置き、その写しを提出すること。また、施工体系図を作成し工事現場に掲示すること。

### 26. 工事に伴う発生材の処理について

工事に伴う発生材の処理については、建設リサイクル法（平成14年5月30日施行）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令に従い、適切に処理すること。

### 27. 工事实績情報の登録について

当初契約時または変更契約時において、請負代金額が500万円以上の工事については、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請をしなければならない。

登録対象は、請負代金額500万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。ただし、請負代金額2,500万円を超えて変更する場合には変更時登録を行うものとする。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督職員に提出すること。

### 28. 再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）の提出について

当初契約時または変更契約時において、請負代金額が100万円以上の工事については、工事着手前に「再生利用資源計画書及び再生資源利用促進計画書」を作成し、監督職員に提出すること。また、工事完了時には「再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書」を作成し、データもあわせて監督職員に提出すること。

### 29. その他

1) その他特記なき細部については設計図書、公共建築工事標準仕様書及び建築工事監理指針等を熟読のうえ遵守のこと。

2) 請負代金額内訳書及び工程表等は契約約款第3条により契約締結後7日以内に提出すること。

### 30. 契約

受注者は、契約決定通知を受けた後すみやかに契約を締結すること。

### 31. 質問について

質問事項をA4版中央左半分使用記入（右半分は回答欄として空白とすること）コピーのできる用紙

に記入して提出のこと。

提出、回答日時 ～ 別表記載の通り

32. 入札書

入札書の様式、記載要領は別紙の通り。

33. 入札要領

入札時共同企業体として入札の場合は各委任事項については、特に留意すること。

34. 連絡（統一）

市から共同企業体代表者へ工事関係の通知指示等をした場合は、各構成員にも通知したことになるので留意のこと（市契約約款第1条第12項）。

35. 問い合わせ

入札要領手続等に関しては随時下記で受け付ける。

総務部契約管財課契約検査係 （0235）35-1154

〈適用範囲〉

1. 一般事項の17項及び現場事項の33、34項は、当該工事について、事前に共同企業体の結成が承認された共同企業体に適用する。
2. 一般事項の14項及び現場事項の17、18項は、該当する工事がある場合に適用する。

【別表】

	年 月 日	時 間	場 所	
入 札 会	入札公告による			
質問書受付期間	日時：入札公告による	文書：契約管財課		
回答書閲覧期間	日時：入札公告による	文書：契約管財課		
支 払 区 分 表				
工種\区分	前金払	中間前金払	部分払	摘 要
建築工事	4年度 あり	なし	なし	
1.前金払いは請負代金額の4/10以内とする。（鶴岡市建設工事請負契約約款第36条を適用） 2.中間前金払いは請負代金額の2/10以内とする。 （鶴岡市建設工事請負契約約款第36条第3項及び第4項を適用）				